

経営事項審査の審査基準等の改正について

(石川県知事許可業者用)

I 改正の内容について

1 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに適切な入札機会を確保するため、評点テーブルが補正されました。

(1) 完工高(X1)の評点テーブルの上方修正

(2) 元請完工高(Z2)の評点テーブルの上方修正

<修正方法>

H22年度の建設投資見込額を基に、X1、Z2評点が制度設計時の平均点である700点になるように底上げされます。

2 技術職員に必要な雇用期間の明確化

(1) 6ヶ月を超える恒常的雇用関係について

技術職員の名義借り等の不正を防ぐため、評価対象とする技術職員が「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定されました。

【具体的確認方法】

次の書類により、雇用日（資格取得日）から審査基準日までの期間が6ヶ月+1日以上あることを確認

- ① 賃金台帳（原本提示）（審査基準日の属する月を含む直前7ヶ月分（雇用期間6ヶ月超を確認できる分））
- ② 次のイまたはロのいずれか
 - イ 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証（写し提示）
（申請事業所において健康保険に加入している者について必要）
 - ロ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（原本提示）
（申請事業所において健康保険に加入していない者及び加入しているが健康保険被保険者証に事業所名が記載されていない者について必要）

(2) 継続雇用制度対象者について

評価対象とする技術職員は、「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」とされていますが、今般、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、高年齢者雇用促進の趣旨を踏まえ、雇用期間が限定されていても評価対象として認められます。

【具体的確認方法】

該当する職員を計上している場合のみ、次の書類により確認

- ① 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（指定の様式で提出）
（申請者が継続雇用制度対象者であることを証明）
- ② 継続雇用について定めた労働基準監督署長の受付印のある就業規則又は労働協約（原本提示）（労働基準監督署長に届出義務がある場合のみ）

3 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生（民事再生、会社更生）企業について、営業年数の点数が減点されることとなります。（平成23年4月1日以降に再生（更正）手続の申立をしたものが対象。）

(1) 再生期間中（審査基準日が開始決定日以降）の場合

→ 営業年数の点数から60点を減点

【具体的審査方法】

次の書類により確認

- ① 再生手続開始又は更正手続開始の決定日を証明する書面（写し提出）

(2) 再生期間終了後（審査基準日が終結決定日以降）の場合

→ 再生（更正）手続終結の決定日から営業年数を計算

【具体的審査方法】

次の書類により確認

- ① 再生手続終結又は更生手続終結の決定日を証明する書面（写し提出）

4 社会性等(W点)の評価項目の追加

(1) 建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況が評価されることとなりました。

【対象となる建設機械】

建設機械抵当法における次の建設機械について、計15台まで、建設機械の保有状況の点数として1台1点ずつ加点

- ・ショベル系掘削機 : ショベル、バックホウ、ドラグライン、
クラムシエル、クレーン又はパイルドライバー
のアタッチメントを有するもの
- ・ブルドーザー : 自重3トン以上
- ・トラクターショベル : バケット容量が0.4m³以上

※ 原則、所有していることが必要ですが、例外として、一部のリース契約は認められます。(リース期間が審査基準日以降1年7ヶ月以上あるもの。)

【具体的審査方法】

<パターン1 労働安全衛生法における次の車両系建設機械に該当する場合>

- ★ パワーショベル、ドラグ・ショベル
- ★ ブルドーザー (自重3トン以上)
- ★ トラクターショベル (バケット容量が0.4m³以上)

次の書類により確認

① 次のイまたはロのいずれか

イ 建設機械の売買契約書 (原本提示)

ロ リース契約書 (原本提示)

(リース契約期間が審査基準日から1年7ヶ月以上のものに限る)

② 建設機械に係る特定自主検査記録表 (検査年月日が審査基準日から起算して直前1年以内のもの) (原本提示)

※ ①、②のいずれの書類も製造メーカー、型番、製造番号、購入等業者名が確認できるものであることが必要です。また、最大15台までの評価となりますので、それ以上の機械を保有している場合は、審査対象とする15台分の書類のみ提示してください。

※ ①については、製造メーカーの発行する譲渡証明書やアフターサービス契約書についても同様に取り扱います。

<パターン2 上記パターン1に該当しない建設機械の場合>

監理課において、対象機械に該当するかチェックするため、事前に相談が必要です。

(監理課へ相談するために必要な書類)

- ① 上記パターン1の①および②の書類の写し
- ② カタログ、写真、図面の写し

(2) ISOの取得状況

ISO9001（品質管理）及びISO14001（環境管理）についてそれぞれ5点ずつW点に加算されることとなりました。

【具体的審査方法】

次の書類により確認

① 登録されていることを証明する書面（原本提示）

※ 審査基準日時点の登録が確認できるものが必要です。

※ 認証範囲に建設業（申請業種以外の業種でも可）が含まれており、かつ、会社全体での認証となっている場合に限ります。（営業所毎の登録の場合は、建設業の営業所全てについて必要です。）

(3) W点のウェイトの調整

今般の評価項目の追加により、最高で25点の加点となりますが、W点のウェイトが突出しないよう、評価項目の合算後（最高200点）に190/200を乗じることにより、W点の最高点を190点に圧縮することとなりました。

II 経営事項審査申請書の取扱について

1 改正前の経営事項審査申請の取扱

4月1日以降は、改正前の基準による結果通知は行えません。改正前の経審が必要となった場合は、事前に、監理課へ相談してください。

2 改正後の経営事項審査申請の取扱

石川県知事許可については、平成23年4月からの受付となります。